

第2章

東アフリカ沿岸部における オマーン系アラブ人による支配と19世紀の植民地分割

津田 みわ

要約：

本章では、ケニアにおけるイスラーム政党の動きと沿岸部における分離独立運動の研究に向けた準備作業として、後に「コースト」「プワニ」(Pwani) などと呼ばれ、分離運動の核とされるようになる領域が析出される過程に留意しつつ、分離独立論の中でしばしば言及されてきたオマーン系アラブ人による支配とその後の19世紀のヨーロッパ諸国による植民地分割について、その経緯を跡づける。

キーワード：

ザンジバル 1890年英独協定 帝国イギリス東アフリカ会社 オマーン 東アフリカ保護領

はじめに

本章では、ケニアにおけるイスラーム政党の動きと沿岸部における分離独立運動の研究に向けた準備作業として、それら分離独立論の中でしばしば言及されてきたオマーン系アラブ人による支配と、19世紀の東アフリカ沿岸部に対する植民地分割について、経緯を跡づける。19世紀末の植民地分割とその経緯については分厚い研究蓄積があり、本章はそれら二次資料を引用する形での整理を試みる。年号や地名・人名などの固有名詞について文献ごとの記載にずれがある場合は、典拠する文献の出所を明示しつつ列挙する。記述は基本的に年号順とする。引用は一重カッコでくくる。基本的事実とみられる事項についても、本章が二次資料に主として依拠していることに鑑み、必要に応じて出典を示す。

第1節 7世紀末～18世紀：東アフリカ沿岸部とオマーン系アラブ人の流入

東アフリカのインド洋沿岸部と島嶼部（以下、東アフリカ沿岸部）の住民についての「最初期の史料によれば、AD100年にはこの地域にチーフの統治のもとにある黒人」が存在した。住民たちは漁業を営むほか、「地中海、ペルシア、オマーン、インド、中国の商人層と

の交易を行って」いた (Mwaruvie 2011, 176) ¹。

695～696年頃には、最初のおマーン人が、東アフリカ沿岸部に定住を開始した。この頃、ウマイヤ朝カリフ、アブドゥル・マリクに対する反乱がおマーンで発生しており、東アフリカに定住したのは、「おマーン内陸部のジュランダール王朝の指導者とする説が有力」である (大川 2010, 107)。

この頃のザンジバル (Zanzibar) ²には、バントゥ系言語の話者を主たる住民とする社会がすでに存在していたほか、東アフリカ沿岸部には「多くのペルシア、アラブの小国が存在していた」 (大川 2010, 107)。のちにケニア共和国 (以下、ケニア) の一部となるインド洋沿岸の領域には、現在のエスニック分類でミジケンダ (Mijikenda) ³、タイタ (Taita)、ポコモ (Pokomo) とされている人々が居住しており、自立的社会を形成していた (TJRC 2013, 169-170; 大川 2010, 107)。

1498年に、バスコ・ダ・ガマらポルトガル人がモンバサ (Mombasa。現ケニア) とマリンディ (Malindi。現ケニア) に寄港し、1505～1509年にかけて、主要な交易都市だった東アフリカ沿岸のソファラ (現モザンビーク)、キルワ (Kilwa。現タンザニア)、モンバサを支配下に置いた。その後17世紀までのあいだ、東アフリカ沿岸部は基本的にポルトガルの支配下に置かれた (藤井 2018, 23-25)。

17世紀半ばになると、おマーン系の人びとによって、東アフリカ沿岸部のポルトガル勢力が駆逐されはじめた。1660年に、東アフリカ沿岸部の住民 (Mwaruvie (2011, 178) は「スワヒリ」としている) がおマーン的首都マスカト (Muscat) に代表団を送り、キリスト教勢力を襲撃するための軍事的支援をおマーンに要請した (Mwaruvie 2011, 178; 大塚他編 2002, 231; 福田 2018, 241)。ムワルヴィエ (2011) によればこの代表団を率いたのは、ムウイニ・ングティ (Mwinyi Nguti)、ムウイニ・モレ・ビン・ハッジ (Mwinyi Mole bin Haji)、ムウイニ・ンダオ・ビン・ハッジ (Mwinyi Ndao bin Haji)、モトマト・ワ・ムトロゴ (Motomato wa Mtorogo)、クボ・ワ・ムワンズング (Kubo wa Mwamzungu) とされている (Mwaruvie 2011, 178)。これらの名前から、バントゥ系住民やイスラーム教を信仰するバントゥ系住民が存在していた様子が見て取れる。

ムワルヴィエ (2011) によれば、代表団の要請をこの時おマーンは断っている (Mwaruvie 2011, 178) が、このころ、おマーンの家アールバ朝の歴代イマームは「ポルトガルからマスカトを奪回した勢いに乗った」状態にあり、1698年には「ついにモンバサにあるポルトガルの砦 (Fort Jesus) を押さえ」た (大川 2010, 107-108)。東アフリカ沿岸部、特にザンジバルに対し、おマーンの家上交易の影響力が及び、おマーンが同地域に覇権を及ぼすようになったのは、17世紀末といわれる。おマーンは、東アフリカに居住していた「移住者たち ⁴と協力し合って、ポルトガルを東アフリカの北部と中央部の沿岸地域からほぼ駆逐することに成功した」のだった (Loimeier 2009, 11)。

ムワルヴィエ (2011) によれば、1729年に東アフリカ沿岸部の住民は再度代表団をおマ

ーンに送っており、このときはオマーンから軍事支援の供与にこぎ着けている (Mwaruvie 2011, 178)。

1730 年からモンバサはマズルイ家 (マツルイ家/マズルーイー家/マザーリーウ/Mazrui family/the Mazaria) の統治のもとにあった (Loimeier 2009, 12; 大塚他編 2002, 913; Ochieng' 1985, 72)。東アフリカ沿岸部への覇権を確立したオマーンのもとで、「ザンジバル、ペンバ (Pemba)、キルワ、モンバサ、ラム (Lamu) といった主要な港町にはオマーンからワリー⁵と呼ばれる総督が任命され、砦が築かれ」た。総督に「任命されるのは、現地のオマーン移民」だった。モンバサ総督に任命されたマズルイ家は、オマーン本国からの「独立志向を鮮明にして」いった (大川 2010, 108)。モンバサのマズルイ家にとどまらず東アフリカ沿岸部のオマーン系移民社会は「そのほとんどが本国オマーンから高度に独立した機能を果たすことに成功していた」 (Loimeier 2009, 11-12)。1744 年には、モンバサ総督が「本国からの独立を宣言」し、「モンバサをイギリスの保護下に置い」た。マズルイ家は、北からパテ島、ラム島 (以上現ケニア)、ペンバ島 (現タンザニア) にその後も勢力を拡大していった (大川 2010, 108)。こうした傾向が逆転したのが、19 世紀であった。

1744 年頃 (／1749 年頃)、オマーンでヤアーリバ朝の後ブーサイド朝が成立した (大川 2010, 108, 110; 藤井 2018, 25; 大塚他編 2002, 842, 1013)。1806 年 (／1804 年) になると、このブーサイド朝でサイド王による統治が開始した (大川 2010, 108; 藤井 2018, 25; Were and Wilson 1984, 81)。王⁶ (サイド/スルタン/スルターン/世俗的統治者) は拡大主義をとった。1812 年にサイド王は、ラム島に同盟勢力を得て、モンバサとパテ島で成立していた共同戦線に勝利した。1822 年にはブラワ (Brawa/Brava/Barawe 現ソマリア) とパテ島をオマーンの船隊⁷が掌握し、翌 1823 年にはペンバ島が、さらにその翌 1824 年にはラム島嶼部がオマーンの支配下に入った (Loimeier 2009, 12; Ochieng' 1985, 73-75)。1837 年には、「1730 年からモンバサを統治していたマズルイ家が、サイド王の支配を受け入れることを承認した」 (Loimeier 2009, 12)。

第 2 節 19 世紀：オマーン系アラブ人による支配の確立

19 世紀前半のオマーンは、東アフリカ沿岸部について、南はモザンビーク北部に至るまで、海上の軍事力を背景とした覇権を敷くことに成功していた。このため「オマーンは (東アフリカ沿岸部の——津田) 帯状地域を物理的に支配する必要もなく、また費用のかかる要塞や基地を維持する必要もな」かった (Loimeier 2009, 12)。

1829 年にブーサイド朝のサイド王は、はじめてザンジバル島 (／ウングジャ島) を訪問し、1832 年にはザンジバル島での居住を開始した。ブーサイド朝のサイドが「政府の所在地」 (／「オマーン的首都」) をザンジバル島に移転したのは、1840 年 (／1832 年) だった (Loimeier 2009, 12, 脚注 1; 大川 2010, 109)。「以降、干ばつであえぐオマーンから

さらに多くの人⁸がザンジバルをはじめとする東アフリカに渡った（大川 2010, 109）。

1856 年にブーサイド朝のサイド王が死亡するまでの時期、「東アフリカにおけるオマーンの領土は最大になり、現在のソマリア南部からケニアを経てタンザニア南部に至る沿岸部一帯にまで及んだ」。「オマーン移民はアフリカ内陸部へも進出し、19 世紀半ばにはその移動範囲は中央アフリカ（現コンゴ民主共和国）にまで至った」（大川 2010, 109）。

サイド王時代のザンジバル政権は「通商によって成り立っており」、沿岸部のスワヒリ都市に総督を派遣し、関税の徴収にあたらせた。東アフリカからの輸出品で重要だったのは、象牙と奴隷であった（吉田 1978, 25）。1841 年に、イギリスはザンジバルに領事（コンスル／consul）を置くようになった。イギリスはサイド王による統治を支援する一方で、奴隷貿易は廃止させようとした（吉田 1978, 39）。

1856 年に死亡する前に、ブーサイド朝のサイド王は自らの統治領域を二人の息子マージドとスワイニーに分け与えた（Loimeier 2009, 12）。サイド王の死亡後のオマーンは、オマーン本土と、ザンジバル島をはじめとする東アフリカ沿岸部にかけての広大な支配地域について、それらをどう配分するかをめぐる後継者問題にさらされた。「本来マージドやバルガシュ（後述する——津田）の兄にあたるスワイニーが父サイドの正統な後継者として、オマーンとザンジバル双方を治めるはず」だった。しかし（弟）「マージドはイギリスの支援を利用し、オマーン本土からのザンジバル独立を要求」した。（兄）「スワイニーも軍を引き連れてザンジバルに遠征」した（大川 2010, 111）。マージドの「兄弟であるバルガシュも 1859 年にはザンジバルへの侵入を試みた」（Loimeier 2009, 12）。

1861 年に、イギリスのインド総督を務めていたカニング卿（Governor-General of India, Charles John Canning／Earl Canning）が、マージドとスワイニーとで争われていた領土問題の裁定に成功した。マージドとスワイニー両者が受け入れた、このいわゆる「カニング裁定」の内容は、以下の通りであった。

1. マージド王は、故サイド王が統治したザンジバルおよびアフリカ領域（Zanzibar and the African dominions of his late Highness Syud Saeed）の統治者（ruler）と宣言される。
2. ザンジバル統治者（ruler of Zanzibar）は、マスカト統治者（ruler of Muscat）に補助金（subsidy）として年 4 万クラウン（crowns⁹）を支払う。
3. マージド王（his Highness Syud Majeed）は、スワイニー王（his Highness Syud Thowaynee）に対し、2 年分の未払い分として 8 万クラウンを支払う。（ASDbSMSZ 1861, 110; EB 2019）

カニング裁定により、故サイド王の覇権が及んだオマーンから東アフリカ沿岸部にかけての広大な地域は、オマーンと、「ザンジバル及びアフリカ領域」に 2 分され、オマーンではスワイニーが王となり、「ザンジバル及びアフリカ領域」ではマージドが王となったの

であった。

つづく 1862 年の英仏宣言 (Anglo-French Declaration) は、まず (1) ザンジバル王の領土の一体性と独立を保証した。1862 年の英仏宣言はこのほか、(2) ドイツの勢力圏をロヴマ川 (Rovuma 現タンザニア・モザンビーク国境を流れる川) からウンバ川 (Umba。現タンザニア、ケニア。河口は現ケニア南部) までとし、(3) イギリスの勢力圏をウンバ川からタナ川 (Tana River 現ケニア) までとするものだった (Maxon and Ofcansky 2014, 24)。1862 年の英仏宣言はまた、(4) フランスがザンジバルをイギリスの勢力圏に入ることを認める代わりに、(5) フランスがマダガスカルでの「フリーハンドを得る」ことをイギリスが認めるものだった (Ochieng' 1985, 78)。この英仏宣言は、ザンジバルに領事をおいて故サイド王および新たなマージド王の『合法的な』通商拡大と内陸部の政治的支配を支援して、それを交換条件に奴隷貿易を徐々に廃止させよう」としていたイギリスの政策に沿うものであった (吉田 1978,39)。

東アフリカ沿岸部では、19 世紀前半までは、「モンバサの 12 のスワヒリ部族」が、「マズルイ家の指導の下でオマーンによる支配の試みを撃退できていた」が、それも 19 世紀第 3 四半期で終焉した (Maxon and Ofcansky 2000, 175)。

イギリスの助力を受けていたマージド王は、エジプトをモデルとする近代化路線をとり、ザンジバルの支配を大陸側にも確立して「新しい港としてダルエスサラーム (Dar es Salaam) を、バガモヨ (Bagamoyo) の南側に建設した。ダルエスサラームは、ザンジバル王にとっての新しい首都となる予定だった」 (Loimeier 2009, 13)。

1870 年のマージド王死亡により、ザンジバル王に即位したのはバルガシュだった。故マージド王につづき、バルガシュ王も近代化路線をとった。バルガシュ王は「インドで教育を受けており、シリア、エルサレム、エジプトを歴訪した。バルガシュ王がシリアからザンジバル初となる印刷機を持ち帰るなど 1870 年代を通じてザンジバルではバルガシュ王の下で近代化が進んだ (Loimeier 2009, 13)。1872 年には、ザンジバルの近代化路線の結果、ザンジバル＝アデン (Aden) 間で恒常的な郵便網が結ばれた。 (Loimeier 2009, 13)。1879 年には、ザンジバルで印刷による報道が開始し、またザンジバル＝アデン間がテレグラフのケーブルで結ばれた。あわせて、「オマーンが統治した 19 世紀ザンジバルでは、めざましい経済発展があつた。近代化政策で贅を極めるザンジバル裁判所、真水供給、ガス灯による街灯の普及、6 隻の蒸気船保有、ヨーロッパ式軍艦の保有、石造りの家の普及、ホテル、工場などの建設など隆盛は極まっていた。アラブ風の生活 (live like an Arab/ustaarabu) が憧憬の的となったのはこの頃であり、それを支えたのがザンジバル島とペンバ島における「奴隷、象牙貿易、クローブ、パーム油、サトウキビの各プランテーション」だった。 (Loimeier 2009, 13)。

第 3 節 19 世紀後半：ヨーロッパ諸国の進出

ただしその一方で、同時期はオマーン系アラブ人による東アフリカ沿岸部の支配が凋落を始めた 10 年間でもあった。バルガシュ王が即位する前年にあたる 1869 年は、スエズ運河が開通した年であり、それ以後は喜望峰航路の重要性や収益性は低下する傾向が見られた。1872 年にはザンジバルに大規模台風による災害が発生し、ザンジバル島のクローブ・プランテーションの大部分が破壊され、ザンジバル王の海上軍事力も壊滅状態となった。1873 年にザンジバルでイギリス領事に就任したジョン・カークは、「ときには武力行使の脅しによって、ザンジバルの奴隷貿易禁止の圧力をかけ」た。バルガシュ王は譲歩を余儀なくされ、同年 6 月、奴隷貿易の禁止を盛り込んだ条約に調印した（吉田 1978, 39; 富永 2001, 120）。「英国の圧力のもとで、海外との奴隷取引を中止させられた」ザンジバルは、「ヨーロッパの政治的圧力を受けただけでなく、ザンジバルの貿易会社を、ヨーロッパの貿易会社との競争にさらさねばならなく」なった（Loimeier 2009, 15）。

1875 年にエジプト軍が、ザンジバルの勢力圏にあったブラワ及びキスマユを攻略し、港に「エジプトの旗をかかげ」ると、「少なからず当惑し」たイギリスは翌 1876 年にエジプトの「副王（ヘディブ）イスマイルに外交的圧力をかけて、エジプト軍にインド洋沿岸より撤退するよう命令させた」（吉田 1978, 43）。ザンジバル王はイギリスの軍事力に屈して奴隷制¹⁰に関する譲歩を余儀なくされただけでなく、この頃すでにイギリスの政治力がなければ自らの勢力圏を維持できなくなっていたことが見て取れる。ザンジバル王に対するイギリス側の発言力は相当程度に大きくなっていてとみてよい。

一方、1876 年になると、ベルギーのレオポルド二世王が「国際アフリカ協会」(International African Association) という組織を「アフリカの心臓部で奴隷貿易を抑制しキリスト教徒文明をもたらす」として設立した（Odhiambo et al. 1977, 113）。1878～79 年にかけてレオポルド二世王は、東アフリカの沿岸部からアフリカ内陸部へと至るルート開拓のための探検隊を派遣したが、イギリスのスタンレー報告を受けてルート開拓を断念し、コンゴ盆地への大西洋側からの接近へとアプローチを変更した（Odhiambo et al. 1977, 113）。オジャンボラ（1977）は、ザンジバル王は「ほっとしたことだろう。しかし、沿岸部に権益を築いていたヨーロッパ列強——英仏ポルトガル——はこの動きに刺激された。レオポルド王の動きがヨーロッパ諸国の内陸部侵出への導火線になったとあってよい」と整理している（Odhiambo et al. 1977, 113）。

1884 年 4 月に南西アフリカをドイツ保護領（Deutsch-Südwestafrika）と宣言したビスマルク統治下のドイツ¹¹は、同年 11 月にベルリン会議を開催した（閉会は 1885 年 2 月）。ここで決議されたのが、アフリカ分割における二大基本原則を記したベルリン協定であった。原則には、「沿岸部の占領が自動的に後背地の所有権を生み出す」こと、そして「他国の権益のない場所を新たに勢力圏に入れるには、列強に通告しさえすればよい」ことが盛り込まれた（吉田 1978, 46; 宮本・松田 2018, 316）。東アフリカ沿岸部での通商に関与していた

ヨーロッパ列強は、1884年までは「ザンジバル王の統治領域を尊重し、ザンジバルを通じて行動し」ていたが、ベルリン協定で通告の相手方と想定された「列強」には、現地のアフリカ人諸社会の権力階層もザンジバル王も含まれていなかった (Odhiambo et al. 1977, 113)。

1884年11月、ドイツのカール・ペータース (Carl Peters) ら3名は「変装してザンジバルに到着した後、本土側に渡り、ウサガラ (Usagara)、ウジグア (Uzigua)、ングル (Nguru)、ウカミ (Ukami) 地域」(いずれもペンバ島対岸のパンガニ川とマフィア島対岸のルフィジ川のあいだに広がる地域) で「ザンジバル王との協議も許諾もなく」12の条約を締結した。条約によって新たにドイツ領とされた領域は6500平方キロメートルに及んだ (Ofcansky and Yeager 1997, xix)。オジャンボら (1977) はこの時の経緯を、「直接の軍事対決によるのではなく、チーフ個人と締結した条約もとづく競争であったことが大事である。…チーフは自分たちが何をしているのかほとんど分かっていなかった... (が,) ヨーロッパ人にとっては条約とは、領土的主張を証明する文書にほかならなかった」と説明している (Odhiambo et al. 1977, 113)。

ザンジバル王はこれに抗議し、イギリス領事も本国にザンジバル王への援助を求めたが、イギリス政府はドイツの進出を許容した。1885年、ペータースら3名の帰国を待って、ビスマルクは上記の地域をドイツ保護領と宣言し、「ドイツ東アフリカ会社」(German East Africa Company / Deutsch-Ostafrikanische Gesellschaft) が行政を執行するとした。「海軍の戦隊と銃器のまえに」ザンジバル王は本土側についてのドイツによる領土的主張をすべて承認せざるをえなかった。そこには北部のウィトゥ (Witu / ヴィトゥ / ウィツ。現ケニア) も含まれていた (Odhiambo et al. 1977, 113; 吉田 1978, 48-49; Ofcansky and Yeager 1997, 98)。ビスマルクに続き、ドイツ皇帝ウィルヘルム二世は、ザンジバル島対岸の内陸部一帯を「保護領」とする勅令を公布した (富永 2001, 126)。

ドイツの進出を許したイギリスは、ドイツと同様にザンジバル王を通すことなく、自国の商事会社を通じて直接アフリカ内陸部へ進出する方式を採用した (吉田 1978, 50)。1885年にイギリスは、「内陸部に急速に勢力を拡大しつつあったドイツと勢力範囲の線引きをする必要」があるとして、まずザンジバル王の統治領域を正確に画定する作業を行うことドイツ側に提案し、ドイツの了承を得た (Odhiambo et al. 1977, 113; 吉田 1978, 50)。この合意により設立されたのが「ザンジバル領土画定委員会」(Delimitation Commission) だった (Ofcansky and Yeager 1997, 61; 富永 2001, 128)。

ザンジバル海域には、ドイツの戦艦が派遣された。ザンジバル王は、ドイツの軍事的圧力を受け、統治領域を厳格に画定するための委員会設置要求に屈した (Odhiambo et al. 1977, 113)。

第4節 1886年英独協定

1885年10月（／1886年1月）に「ザンジバル領土画定委員会」は、ドイツ、イギリス、フランスを代表に加えた国際委員会として作業を開始した。ザンジバルの代表は同委員会に呼ばれなかった。1886年1月、「ザンジバル領土画定委員会」は視察団をザンジバルに派遣した（富永 2001, 128; 吉田 1978, 50; Ofcansky and Yeager 1997, 61-62）。

同委員会の成果は、「1886年英独協定」（Anglo-German Agreement, 1886）の制定（11月1日）に結びついた（日付けは Maxon and Ofcansky 2000, xvi）。

「1886年英独協定」は、ザンジバル王の主権が及ぶ領域を、(1) ペンバ島、ザンジバル島、マフィア島(Mafia。いずれも現タンザニア)の3島、(2) 北部の都市キスマユ(Kisumayu)、ブラワ、メルカ(Merka。いずれも現ソマリア)、(3) 大陸側は南はトゥンギ湾(Tunghi Bay。現モザンビーク)から北はタナ(Tana。現ケニア)川河口までの10マイル(16キロメートル)幅の带状地域のみとしたほか、(4) 後背地については、ウンバ川(Umba。現タンザニア。河口は現ケニア)の河口からキリマンジャロ山麓すなわちヴィクトリア湖東岸までをイギリスとドイツの勢力圏とし、(5) ビクトリア湖東岸より西側の部分の勢力圏については取り決めなかった(Odhiambo et al. 1977, 113, 115)。

マクソンとオフカンスキー(2014)および吉田(1978)は、この協定が認定したザンジバル王の統治領域は、ザンジバル島、ペンバ島、マフィア島の3島に加えラム島も含まれるとし、また大陸側については南はミニンガニ(Miningani)川¹²がトゥンギ湾に注ぐ川岸から、北はキピニ(Kipini)まで続く連続する带状の海岸線(continuous line of coast)だった¹³としており、タナ川河口ではなく河口の北側の都市であるキピニが北限だったとしている(Maxon and Ofcansky 2014, 24; 吉田 1978, 51)。

また、吉田(1978)とモハメド(2003)によればこのとき、ザンジバル王の大陸側の統治領域として、キスマユ、ブラワ、メルカ(いずれも現ソマリア)に加え、「ワルシェイク」(Warsheikh)が認められた(吉田 1978, 51; Mohamed Haji Mukhtar 2003, xxix)。

さらにオフカンスキーとイーガー(1997)は、大陸側の10マイル带状地域の最南端をミキンダニ湾(Mikindani Bay。現タンザニア)としている。ミキンダニ湾は、トゥンギ湾よりやや北方に位置する(Ofcansky and Yeager 1997, 62)

この時ドイツは「1886年英独協定」について、1862年英仏宣言に追加するものであるとの認識を示した(Maxon and Ofcansky 2014, 24)。また「1886年英独協定」は、これまでドイツ保護領だった内陸部のウィトゥウについても触れた。具体的には(7)「1886年英独協定」によって、内陸部はウンバ川とビクトリア湖東岸を結ぶ線で分割され、線の北側はイギリスの勢力圏とするが、ウィトゥウの海岸線(coastline at Witu)を例外とする、とされた(Maxon and Ofcansky 2014, 24; 吉田 1978, 51)。

この時期のザンジバル英領事と本国外務省とのあいだで交わされた文書によれば、「ザンジバル領土画定委員会」を構成した英、仏、独三国は「それぞれ自国の権益を拡大する

ための活発な裏工作を展開し、「イギリスはザンジバル、モンバサ両島に、ドイツはすでに獲得した保護領の拡大に、フランスはマダガスカル島とコモロ諸島に照準を合わせていた」ほか、委員会に参加していなかったイタリアは現在のソマリア南部の領有権を欲していた（富永 2001, 128-129）。

その一方で、この「1886年英独協定」の締結過程においてザンジバルは「ほとんどなにも主張することができなかった」（Loimeier 2009, 15）。こうした傾向はその後も続いた。ドイツはこれに先立つ 1885 年には、入植地としてダルエスサラームをザンジバル王から割譲され（ceded）ていた（Ofcansky and Yeager 1997, xix, 162）。1887 年にドイツはダルエスサラームに拠点（base）を建設し、東アフリカ沿岸部における通商にはドイツの影響が及ぶようになった。この頃から、ドイツの勢力圏とされた地域では、抵抗運動が発生しはじめた。制圧されたもののいずれの抵抗運動の規模も小さくなく、主要なものとして 1888 年 9 月に始まったパンガニ出身男性のアブシリ（Abushiri）による反乱などがある¹⁴。

1887 年 3 月にザンジバル王バルガシュは、自らの統治領域と認定を受けた 10 マイル帯状地域のうち、北側にあたるウンバ川からキピニまで（現ケニア）をイギリスのウィリアム・マッキノン卿（Sir William Mackinnon）に 50 年間の約束でリースした。その領域に対する完全な政治・司法権を得る代償としては、マッキノン卿側がバルガシュ王に対し、現存する税収を最低限とする歳入を供与することで合意が成立した（Maxon and Ofcansky 2014, 137; Maxon and Ofcansky 2000, xvi）。同年 5 月、マッキノン卿は協力者とともに、「イギリス東アフリカ協会」（British East African Association）を設立した（Maxon and Ofcansky 2000, xvi）。

1888 年 4 月、マッキノン卿らは「イギリス東アフリカ協会」を改組し、同組織は「帝国イギリス東アフリカ会社」（Imperial British East Africa Company: IBEAC）と呼ばれるようになった（Maxon and Ofcansky 2000, 96）。マッキノン卿は、IBEAC の 10 パーセントの株を保有する筆頭株主になった（吉田 1978, 52）。ただし IBEAC の資金は補助金こみで 24 万ポンド（吉田（1978）では 25 万ポンド）にすぎず、広大な植民地経営には十分でなかった（Ogot 1981, 76）。

同じ 1888 年 4 月に、カール・ペーターズらの「ドイツ東アフリカ会社」はザンジバル王とのあいだで、北はウンバ川から南はロヴマ川に至る海岸線を 50 年の約束でザンジバルが同社にリースすることで合意した（Ofcansky and Yeager 1997, xix）。

一方 1888 年 9 月にイギリス政府は、IBEAC に王室認可（royal charter）を与えた。これによりマッキノン卿のもとで IBEAC は、モンバサ港を含む東アフリカ沿岸部で通商と行政を行う権利を得た。また IBEAC は、沿岸部だけでなく内陸部にも拠点を築いて勢力圏の拡大を試みた。しかし IBEAC は上述のように資金面で脆弱であった。内陸侵出には鉄道建設が必須とされたが、IBEAC にはその予算もなかった（この時から 7 年後の 1895 年 7 月に IBEAC は、所有するコンセッション（concession）、諸権利（rights）、資産（assets）をイ

ギリス政府に 25 万ポンドで売却し、領域の所有をイギリス王室に移した) (Ofcansky and Yeager 1997, xvi, 137)。

1888 年に (日付け不明) イギリスはこのほか、「モンバサ港の租借権を得るかわりに、ドイツに対してはダルエスサラーム港を含む沿岸部の関税徴収権を認め」、それらに対する承認を「ザンジバル王からとりつけ」た (富永 2001, 129)。マクソンとオブカンスキー (2000) は同年の IBEAC について、「IBEAC が、イギリス政府とザンジバル王の双方から、東アフリカのイギリス勢力圏を継承することを認められた。IBEAC はモンバサを首都に定めた」としている (Maxon and Ofcansky 2000, 175)。

この年 (日付け不明) ザンジバルでは、バルガシュ王が退位し、ハリファ (ノカリファ) が第 4 代王に即位した (藤井 2018, 28)。

1888 年 11 月にドイツは、ウイトゥ (現ケニア) をドイツ保護領と宣言した (Maxon and Ofcansky 2000, xx)。上述のように各地で抵抗運動が発生していたドイツの勢力圏では、1889 年 2 月には治安機能を担う「シュッツトゥルッペ」(Schutztruppe) が組織された (Ofcansky and Yeager 1997, 164)。アブシリの抵抗運動が敗退したのは、1889 年 5 月であった。

1889 年 8 月、イギリスの IBEAC とイタリア政府のあいだで、ザンジバルに帰属していたキスマユ、ブラワ、メルカ、モガディシュ、ワルシェイクの各都市の統治をイタリアに移すことで合意が成立した (Mohamed Haji Mukhtar 2003, xxix)。

1889 年 10 月、「ドイツ東アフリカ会社」は、ウイトゥに続き、「1886 年英独協定」でドイツの勢力圏とされていたウンバ川以南の領域についてもドイツ保護領と宣言した¹⁵ (Ofcansky and Yeager 1997, xx)。

1890 年 2 月になるとザンジバルではカリファ王が死亡し、アリが第 5 代王に即位した (藤井 2018; 大川 2010, 110)。1890 年 8 月、アリ王は、奴隷の「交換、売買を禁じ」「奴隷仲買人の家屋を閉鎖」する「反奴隷制宣言」(Anti-Slavery Decree) に署名した (Ofcansky and Yeager 1997, 17)。

第 5 節 1890 年英独協定

他方、1890 年 6 月にイギリスは、ドイツが保護領宣言していたウイトゥ (現ケニア) について、保護領化を宣言した (Ofcansky and Yeager 1997, xx)。また 1890 年初頭 (日付け不明) にはドイツのカール・ペータースがブガンダ (Buganda。現ウガンダ) 王ムワンガ (Mwanga) と協定を結び、ブガンダをドイツの保護下におくとした。IBEAC の使節もムワンガ王に会ったが、ドイツとの協定締結後であり、「ムワンガ王を翻意させる」ことには失敗した。ドイツとイギリスのあいだでは外交交渉が続けられた (Odhiambo et al. 1977, 115)。

この外交交渉の試みが結実したのが、1890 年 7 月に結ばれた第 2 回の協定、「1890 年英独協定」(Anglo-German Agreement, 1890) であった (Ofcansky and Yeager 1997, xx)。同協定

は、別名「ヘリゴランド条約」(Heligoland Treaty) とされる。イギリス側の出した条件に対しドイツ側の承認が得られたことで成立したのがこの「1890 年英独協定」だった。「1890 年英独協定」では、

- (1) ドイツは、英独勢力圏の境界をビクトリア湖とコンゴ自由国まで延長することを認めて「ウガンダがイギリスの勢力範囲となることを」承認する (吉田 1978, 53)、
- (2) ドイツは、ウィトゥ保護領を破棄し、タナ川以北への領土的主張を取り下げる、
- (3) ドイツは、イギリスがザンジバル「とペンバ」¹⁶ (吉田 1978, 53) を保護領とすることを認める、
- (4) イギリスは、タンガニーカ湖 (現タンザニア・コンゴ民主共和国国境に位置する湖。津田) の北端とエドワード湖 (現ウガンダ、コンゴ民主共和国国境に位置する湖。津田) を「むすぶ地域に設定した鉄道敷設のための権益を捨て」る (吉田 1978, 53)、
- (5) イギリスは、ザンジバル王を説得して、「ドイツ東アフリカ会社」がリース (lease) している沿岸部の土地を、賠償金支払いによりドイツに譲らせる (cede)、
- (6) イギリスは北海にあるヘリゴランド島をドイツに譲る (cede)、

とされた (吉田 1978, 53; Maxon and Ofcansky 2000, 22)¹⁷。

1890 年 8 月には英仏協定 (Anglo-French Convention) が締結され、インド洋海域におけるイギリスとフランスの勢力圏が決められた。同協定によれば、イギリスがフランスのマダガスカル統治を承認するかわりに、フランスはイギリスによるザンジバル保護領化への反対を取り下げるものとされた (Ofcansky and Yeager 1997, xx)。イギリスがザンジバルとペンバを保護領と宣言したのは、これに続く 1890 年 11 月 4 日だった (Ofcansky and Yeager 1997, xx。Loimeier (2009, 15) では 11 月 7 日)。

1890 年 11 月 20 日には、ドイツ政府が、1055 万 6 千マルクを東アフリカ沿岸部の開発及びザンジバル王への賠償金として「ドイツ東アフリカ会社」貸与する契約に署名した。ドイツ政府は翌 1891 年に 1 月 1 日付けで、「ドイツ東アフリカ会社」から統治を引き継ぎ、ドイツ勢力圏を「ドイツ保護領」(German East Africa/Deutsch Ostafrika) と宣言した (Ofcansky and Yeager 1997, xx, 98)。ブレナン (2008) は、「現タンザニアの海岸線を王から購入したドイツが王に支払った購入費用は 20 万ポンドであった」としている (Brennan 2008, 838, 脚注 26)。

かつてザンジバル王の統治領域だった東アフリカ沿岸部の島々および大陸側の領域は、そのほとんどがイギリス、ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国によって保護領化された。「英国総領事 (British Consul General) はザンジバルに居住を続けたが、東アフリカ争奪戦は事実上終わりを告げていた。まだイギリスに残っていたのは、東部、北東部アフリカでのポルトガル (1890 年)、フランス (1890 年)、イタリア (1891 年) との境界調整だけ」だ

った (Odhiambo et al. 1977, 115)。「植民地」(colony)ではなく「保護領」(protectorate)のステータスとはされたものの、ザンジバル王に「残っていたわずかな独立性」は次第に失われていった (Loimeier 2009, 15)¹⁸。

1891年3月24日、イギリスとイタリアのあいだで、ジュバ川 (Juba。現ソマリア) から青ナイル川に至る範囲の勢力圏に関する合意「英伊協定」(Anglo-Italian Protocol)が成立した (Maxon and Ofcansky 2000, 22; Mohamed Haji Mukhtar 2003, xxix)。(なお、アフリカの角地域の勢力圏について、イギリス、フランス、イタリア、ザンジバル、ドイツ、エチオピアのあいだで正式な協定が署名されたのは、1897年のことであった (Mohamed Haji Mukhtar 2003, xxx)。

1892年、イタリアは、モガディシュ、メルカ、ブラワ、ワルシェイクの「港を年16万ルピーの賃借料で25年間租借することに」なった (キスマユについては不明)。「統治機関としては、民間商事会社の」フィロナルディ会社 (Filonardi Company) が委託を受けた (吉田 1978, 58; Mohamed Haji Mukhtar 2003, xxix-xxx)。

一方、ザンジバルでは、1893年3月にアリ王¹⁹が死亡した。アリ王が退位した後も、イギリスはザンジバルに強い影響力を行使した。ザンジバル側では、ハリド (バルガシュ王の息子) が「伝統的洋式に則って自身を王に任命しようとした」(藤井 2018, 29)。しかし、イギリスはハリドの即位を拒否して、ハリドのいここにあたるハメドを支援した。イギリスは、いとこのハメドがイギリス女王を「宗主と認めているほか、イギリス人官僚5人をザンジバル政府に受け入れ、奴隷制に関するすべての事項・ザンジバル王国の政治・行政についてイギリスの助言を受け入れている」とみなしていた。第6代王になったのは、ハリドでなく、イギリスの支援したハメドであった (Ofcansky and Yeager 1997, 103; 藤井 2018, 29)。ザンジバル王の権力はさらに弱まり、ハメド王の「職権は儀礼的機能や行事のみに縮小され、王の財政状況もさらに悪化」した (藤井 2018, 29)。

1893年5月、イタリアのフィロナルディ会社が、モガディシュ、メルカ、ブラワ、ワルシェイクの統治を開始した(その後、資金不足のため1898年1月にベナディール社 (Benadir Company) が統治を引き継ぎ、1905年5月にはイタリア政府がベナディール社にかわり、南部ソマリアの統治を開始した) (Mohamed Haji Mukhtar 2003, xxx)。

すでに大幅な権力の縮小を余儀なくされていたザンジバル王が、さらなる譲歩を余儀なくされたのが、1895年のIBEAC売却の際の費用負担であった。IBEACは25万ポンドの債務を抱えて破綻し、それを1895年6月にイギリス政府が買いあげた。この際イギリス政府がザンジバルから「取り上げて」IBEAC買い上げの支払いに充てたのは、ドイツがかつて東アフリカ沿岸部を取得する際にザンジバルに支払った賠償金20万ポンドであった (Loimeier 2009, 16; Flint 1965, 645)。ザンジバルはドイツに売却した東アフリカ沿岸部も失い、その代償としてドイツ側から支払われた20万ポンドの賠償金も失った。一方イギリスは「議会に諮る必要のない資金」20万ポンドを獲得した。「イギリスは東アフリカを破

格の5万ポンドで手に入れた」のだった (Flint 1965, 645; Ogot 1981, 76) ²⁰。

1895年7月、10マイル帯状地域を含むかつてのIBEACの統治領域は、イギリス外務省の管轄下に組み込まれた。同領域は、イギリスによって「東アフリカ保護領」(East Africa Protectorate)と宣言された(吉田1978, 19; Maxon and Ofcansky 2000, xvi)。なお、IBEACは、王室認可を得た1888年以来、モンバサを首都にしており、イギリス政府によるIBEAC買い上げ後の東アフリカ保護領の首都は、1907年にナイロビに移転されるまでの短い間、モンバサに置かれていた(Maxon and Ofcansky 2000, 176)。

おわりに

以上、本章では、ケニアにおけるイスラーム政党の動きと沿岸部における分離独立運動の研究に向けた準備作業として、後に分離主義を主張する際の核とされるようになる領域が析出される過程に留意しつつ、「コースト」「プワニ」などという言葉でしばしば言及されるオマーン系アラブ人による支配領域、およびその後の19世紀のヨーロッパ諸国による植民地分割で切り取られた領域の変遷を跡づけた。具体的な分離主義運動、政治活動の様態については、別稿でさらに整理することとしたい。「コースト」「プワニ」といった領域に関わる概念が、沿岸部およびソマリア国境を中心に広がるイスラームとどのように結びついてきたかについて研究を進めることが今後の課題である。

〈参考文献〉

【日本語文献】

- 磯部弘幸 2018.『アフリカ眠り病とドイツ植民地主義：熱帯医学による感染症制圧の夢と現実』みすず書房。
- 大川真由子 2010.『帰還移民の人類学：アフリカ系オマーン人のエスニック・アイデンティティ』明石書店。
- 大塚和夫、小杉泰、小松久男、東長靖、羽田正、山内昌之編集(大塚他編)2002.『岩波イスラーム辞典』岩波書店。
- 津田みわ 2014.「植民地化初期のケニアにおける土地制度とその変遷」武内進一編『アフリカの土地と国家に関する中間成果報告』アジア経済研究所、pp.43-65。
- 2015.「ケニアにおける土地政策：植民地期から2012年の土地関連新法制定まで」武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所、pp.31-61。
- 2018.「ケニアにおけるイスラーム法適用の歴史と制度：祝日法およびカジ・コート関連法制度の変遷を中心に」佐藤章編『アフリカの政治・社会変動とイスラーム：基礎理論研究会制化報告書』アジア経済研究所、pp.69-84。
- 富永智津子 2001.『ザンジバルの笛：東アフリカ・スワヒリ世界の歴史と文化』未来社。

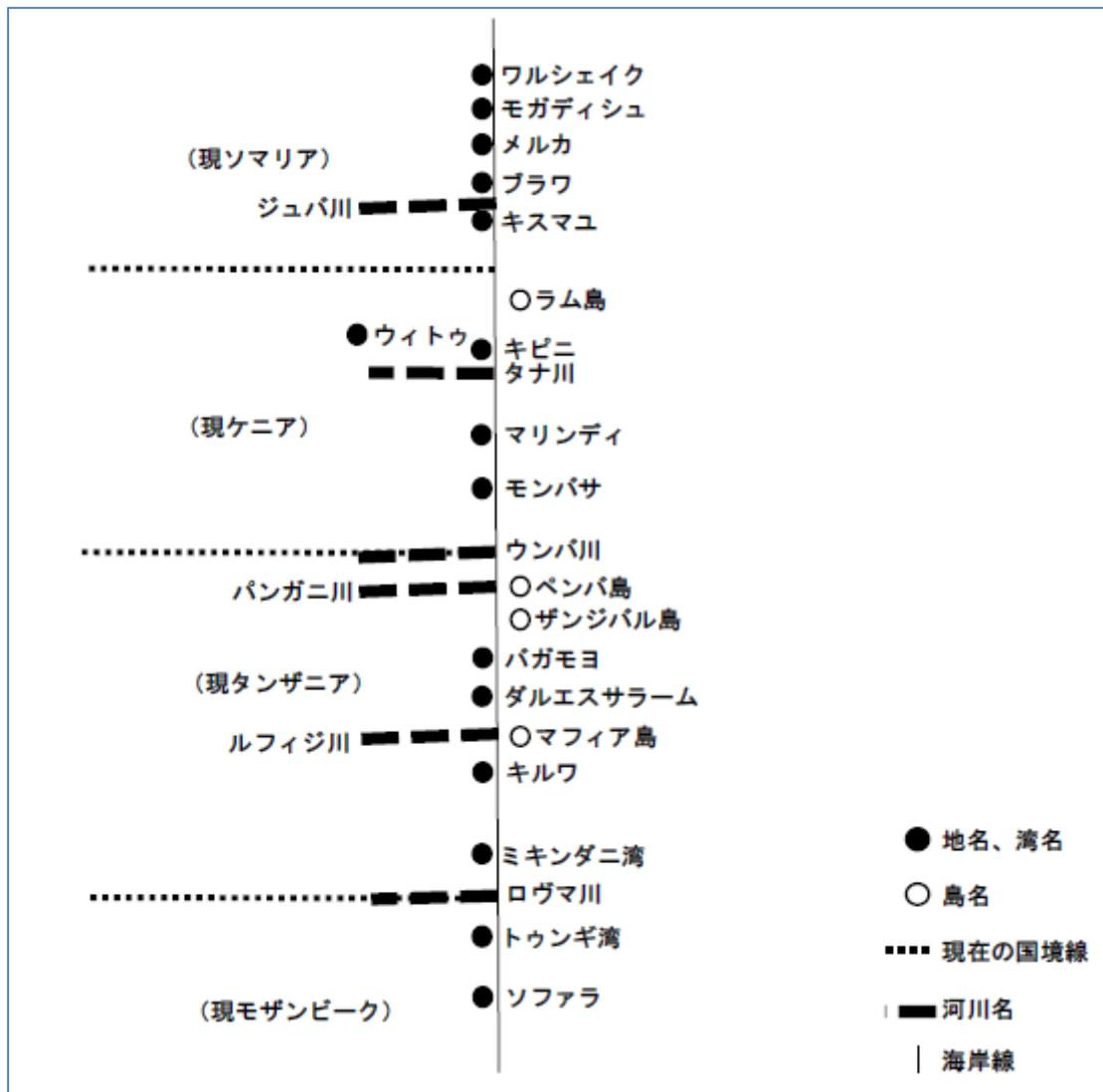
- 永原陽子 2009. 「ナミビアの植民地戦争と「植民地責任」——ヘレロによる補償請求をめぐる——」永原陽子編『「植民地責任」論——脱植民地化の比較史』青木書店
- 浜本満 1994. 「J・ウィリス著『モンバサ、スワヒリ、ミジケンダの形成』Justin Willis, Mombasa, the Swahili, and the Making of the Mijikenda. Oxford: Clarendon Press, 1993, xiv+231pp.」『アジア経済』35(7)、pp. 73-77.
- 藤井千晶 2018. 『東アフリカにおける民衆のイスラームは何を語るか——タリーカとスナナの医学』ミネルヴァ書房.
- 福田安志 2018. 「インド洋交渉史」宮本正興、松田素二編『新書アフリカ史 改訂新版』講談社、pp.234-272.
- 松田素二 2018. 「植民地支配の方程式」宮本正興、松田素二編『新書アフリカ史 改訂新版』講談社、pp.334-344.
- 宮本正興 2002. 『文化の解放と対話：アフリカ地域研究への言語文化論的アプローチ』第三書館.
- 2009. 『スワヒリ文学の風土：東アフリカ海岸地方の言語文化誌』第三書館.
- 吉田昌夫 1978 (2000) . 『アフリカ現代史Ⅱ 第3版』山川出版社.

【外国語文献】

- Arrangement for the Settlement of Differences between the Sultan of Muscat and the Sultan of Zanzibar, and the Independence of their respective States, Decision of 2 April 1861 (ASDbSMSZ) 1861. Reports of International Arbitral Awards/ Recueil des Sentences Arbitrales, Nations Unies - United Nations.
- Brennan, James R. 2008. Lowering the Sultan's Flag: Sovereignty and Decolonization in Coastal Kenya, *Comparative Studies in Society and History* 50(4), pp.831-861.
- Cooper, Frederick 1980. *From Slaves to Squatters*, New York: Yale University.
- Cussac, Anne 2008. Muslims and Politics in Kenya: The Issue of the Kadhis' Courts in the Constitution Review Process, *Journal of Muslim Minority Affairs*, 28(2), pp.289-302.
- Encyclopaedia Britannica (EB) 2019. Charles John Canning, Earl Canning, Encyclopaedia Britannica, Encyclopaedia Britannica, Inc. <https://www.britannica.com/biography/Charles-John-Canning-Earl-Canning> アクセス日 2019年3月12日.
- Flint, J. E. 1965. Zanzibar: 1890-1950, in Vincent Harlow and E.M. Chilver assisted by Alison Smith, *History of East Africa Volume II*, Oxford: Clarendon Press, pp.640-671.
- Kenya Independence Order in Council 1963, Kenya Gazette Supplement No.105, (Legislative Supplement No.69), 10th December, 1963.
- Loimeier, Roman 2009. *Between Social Skills and Marketable Skills: The Politics of Islamic Education in 20th Century Zanzibar*, Leiden, Boston: Brill.

- Maxon, Robert M. and Thomas P. Ofcansky 2000. *Historical Dictionary of Kenya, Second Edition*, Lanham, Md., and London: Scarecrow Press, Inc.
- 2014. *Historical Dictionary of Kenya, Third Edition*, Lanham, Boulder, New York, Toronto, Plymouth, UK: Rowman & Littlefield.
- Mohamed Haji Mukhtar 2003, *Historical Dictionary of Somalia, New Edition*, Lanham, Maryland, and Oxford: Scarecrow Press, Inc.
- Mwaruvie, Dr. John M. 2011. The Ten Miles Coastal Strip: An Examination of the Intricate nature of Land Question at Kenyan Coast, *International Journal of Humanities and Social Science* 1(20), pp. 176-182.
- Ochieng', William R. 1985. *A History of Kenya*, London and Basingstoke: Macmillan Publishers Ltd.
- Odhiambo, E.S. Atieno, T.I. Ouso, and J. F. M. Williams 1977. *A History of East Africa*, London: Longman Group Ltd.
- Ofcansky, Thomas P. and Rodger Yeager 1997. *Historical Dictionary of Tanzania, Second Edition*, Lanham, Md., and London: Scarecrow Press, Inc.
- O'Neill and H. M. Consul 1883. Journey in the District West of Cape Delgado Bay, Sept. -Oct. 1882, *Proceedings of the Royal Geographical Society and Monthly Record of Geography*, 5(7)(Jul., 1883), pp. 393-404. Stable URL: <https://www.jstor.org/stable/1800345> アクセス日 2019年2月22日.
- Survey Division, Dept. of Lands & Mines, Dar es Salaam (SDDL) 1942. *Atlas of the Tanganyika Territory*, Dar es Salaam: SDDL.
- Truth, Justice and Reconciliation Commission (TJRC) 2013. *Report of the Truth, Justice and Reconciliation Commission, Volume IIB*. Nairobi: TJRC.
- Were, Gideon S. and Derek A. Wilson 1984. *East Africa through a Thousand Years: A History of the Years AD 1000 to the Present Day, Third Edition*, Nairobi: Evans Brothers Limited.
- Willis, Justin and George Gona 2012. Pwani C Kenya? Memory, Documents and Secessionist Politics in Coastal Kenya, *African Affairs* (112/446), pp. 48-71.

付図 本稿に登場する主な地名の位置関係



(出所) SDDL (1942, 27)、O'Neill and Consul (1883, Map illustrating Mr. O'Neill's journey into the Mavia Country, Sept-Oct. 1882、宮本 (2002)、Wele and Wilson (1984, 120) より筆者作成。

¹ 東アフリカ沿岸部への人の流入史については、資料的制約があり現在も諸説が混在する。ここでは便宜的にムワルヴィエを引用したが、現存する諸説について詳細はたとえば宮本 (2009, 7-70: 2002, 482-500) を参照されたい。

² 「ザンジバル」「Zanzibar」という用語について大川 (2010, 57) は、「本書で「ザンジバル」という場合、ザンジバル島とペンバ島、その他の島々を含めた地域を意味している。個々の島に言及するときは、それぞれザンジバル島、ペンバ島などと表記する」としており、用法は Cooper (1980, 5) と同じである (藤井 (2018, 22) は、「ザンジバルは、…

ウングジャ島 (Unguja)、ペンバ島 (Pemba)、さらに数十の小島からなる」としたうえで「本書では特に断りのない限り、主要な調査地であるウングジャ島を「ザンジバル」と表記する」としている)。本章は、「ザンジバル」を島嶼部とする既存研究の用法に従うが、一方で、歴代の王について「ザンジバル王」としたほか、ある種の国名としての「ザンジバル」という表現を必要に応じて用いているが、本章で見るとおり、歴代のオマーン系アラブ人が王として勢力圏に含めた領域は必ずしも島嶼部に限定されず、最盛期には遠く大陸側の内陸部にまで及んだ。表記の厳格化が必要と思われるが、本稿の作業はそこに及ばなかった。今後の課題としたい。

- ³ 19 世紀末までのミジケンダ・アイデンティティ形成の議論については、たとえば浜本 (1994) を参照されたい。
- ⁴ 大川は、これら当時すでに東アフリカに居住していたオマーン系の人々と区別して、17 世紀半ば以降に「ある程度まとまった規模で東アフリカに移住してくるようになった」オマーン進出後のオマーン移民を「第一波のオマーン移民」としている。「第一波のオマーン移民」は、「スワヒリと呼ばれる現地の人々と通婚し、土着化していった (大川 2010, 108)。
- ⁵ Flint (1965, 652) には「kahdis」(kadhis のスペルミスとみられる)「walis」が列挙されている箇所があるが、「ワーリー」との異同は特定できなかった。Cussac (2008, 291)、Loimeier (2009, 18) および Kenya Independence Order in Council 1963 で言及される判事の種類「リワリ」(liwali/Liwali) とこの「ワーリー」の異同についても本章の作業では特定できなかった。
- ⁶ 「サイド/スルタン」の訳出にあたっては、藤井 (2018) にしたがって、歴代のオマーン統治者 (および後述のザンジバル統治者) の訳語を「王」とする。「サイド」「スルタン/スルターン」の称号が併用された後に「スルタン」の称号が一般的になった経緯については、大川 (2010) 第 2 章注 39 に詳細な説明がなされている (大川 2010, 96-97)。なお、福田 (2018) は、ヤアーリバ朝の統治者を「イマーム」とし「宗教指導者」かつ「事実上の君主」であると説明する一方、ザンジバルの歴代統治者を「サイド」別名「君主」とし、「世俗的な統治者」と説明している (福田 2018, 250, 253, 254)。
- ⁷ ロイマイヤー (2009) によれば、当時オマーンのサイド王は 70~80 隻の戦闘可能な船を所有していた (Loimeier 2009, 12)。
- ⁸ 大川 (2010) は、この時期の移民を上述の「第一派のオマーン移民」と区別して、「第二派のオマーン移民」と呼んでいる (大川 2010, 109)。
- ⁹ 大川 (2010) は、この金額を 4 万 MTD (マリア・テレジア・ドル) としている。MTD は、「18~19 世紀に中東およびアフリカで広く流通したオーストリア銀貨」であり、当時のレートは 4.75MTD が 1 ポンドに等しかった (大川 2010, 注 10, 134)
- ¹⁰ 東アフリカ沿岸部における奴隷貿易、奴隷制廃止については Ochieng' (1985)、Cooper

(1980) を参照されたい。

- ¹¹ 1884 年前後のドイツ、イギリス、フランス、ベルギーによる植民地政策の推移とその背景については、吉田 (1978) 「II ヨーロッパ列強による分割の成立」を参照されたい。20 世紀初頭のドイツの植民地統治については、永原 (2009)、磯部 (2018) を参照されたい。
- ¹² 本稿の作業では、トゥンギ湾とされた場所は O'Neill and Consul (1883) によって確認できたが、ニンガニ川の場所を同定することができなかった。
- ¹³ ウンバ川より南側に位置する現タンザニアの海岸線について、1886 年英独協定では、ザンジバル王の統治領域と認定する帯状地域の幅がすべて 10 マイルとされたのではなく、3 マイル幅、5 マイル幅とされた範囲もあったほか、ダルエスサラームについては半径 10 マイルの領域とされた。その他半径 5 マイル、3 マイルと定められた領域もあった。詳細は Ofcansky and Yeager (1997, 62) を参照されたい。
- ¹⁴ ドイツの勢力圏における抵抗運動について詳細は永原 (2009)、Odhiambo et al. (1977, 116)、Ofcansky and Yeager (1997, xx, 10)、吉田 (1978, 69-73) を参照されたい。
- ¹⁵ これに先立つ 1885 年にドイツ保護領と宣言された「ザンジバル島対岸の内陸部一帯」(本章第 3 節を参照) と、1889 年 10 月にドイツ保護領と宣言された領域との詳細な異同は、本章の作業では特定できなかった。
- ¹⁶ マフィア島を含む島嶼部それぞれの帰属についての合意内容を本章の作業で確定することはできなかった。オジャンボ (1977) は、ドイツは「イギリスがザンジバル及び残ったザンジバル王の領土をイギリス保護領とすることにも合意した」としており、ザンジバル、ペンバだけでなくマフィア島その他周辺の島々がイギリスの保護領となることが合意された可能性もあるが、それについても本章の作業では確認できなかった (Odhiambo et al. 1977, 115)。
- ¹⁷ オジャンボ (1977) は、この 1890 年英独協定で、直前にドイツのカール・ペーターズらとムワンガ王が結んだばかりだった条約が無視されている点に注意を促している (Odhiambo et al. 1977, 115)。
- ¹⁸ 1890 年英独協定以後のザンジバルにおける、政治・行政・司法面での変化について詳細は、Loimeier (2009)、Flint (1965) を参照されたい。
- ¹⁹ オフカンスキーとイーガー (1997) はアリ王について「傀儡に過ぎなかった」とし、「いかなる変革にも反対するアラブ人アドバイザーと、多数の改革を実現したいイギリスとに引き裂かれていた」としている (Ofcansky and Yeager 1997, 17)。
- ²⁰ 1880 年代以後の、ザンジバル王とイギリスとのあいだで行われた土地所有権に関する制度構築の詳細は、津田 (2014) で詳述したので参照されたい。